国の施策及び予算に関する提言

中核市市長会

平成28年5月

平成29年度 国の施策及び予算に関する提言について

中核市は、市民にもっとも身近な基礎自治体として、市民生活に密着した行政 サービスを行う一方で、地域の拠点都市にふさわしいまちづくりを推進するな ど、地方分権の推進と地域の発展に向けた先導的・中核的な役割を果たしており、 また、これらを推進するためには、国と地方が相互信頼に基づく協議を重ねるこ とが重要であると認識している。

現在、我が国は人口減少・超高齢化という大きな課題に直面する中、中核市をはじめとする全国の自治体において、まち・ひと・しごと創生法により、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、人口減少の抑制、地方創生に向け、国の交付金等を活用しながら、地域の特徴を活かした自立的で持続可能な社会を創生するための積極的な取組みが進められている。

しかしながら、人口減少問題に対応し、地方創生を実現するためには、子育て環境の整備や教育環境の充実、社会資本の長寿命化などを着実に進めていく必要があり、これらの財政需要に対し、税財源は十分とはいえず、財政運営は極めて厳しい状況にある。

このような中、中核市がその機能や役割を十分に果たしていくためには、実態に見合った権能と税財源のより一層の充実・強化を図る必要があることから、平成29年度国の施策及び予算について提言をまとめた。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講じるよう 求める。

平成28年5月25日

中核市市長会

中核市市長会

会	長	奈良市長	仲川	げん
副组	表急	青森市長	鹿内	博
副组	表長	横須賀市長	吉田	雄人
副组	表急	豊田市長	太田	稔彦
副组	聂纟	倉敷市長	伊東	香織
副组	是是	宮崎市長	戸敷	正
監	事	前橋市長	山本	龍
監	事	大津市長	越	直美
顧	問	豊橋市長	佐原	光一

函館市長	工藤	壽樹	高槻市長	濱田	剛史
旭川市長	西川	将人	枚方市長	伏見	隆
盛岡市長	谷藤	裕明	東大阪市長	野田	義和
秋田市長	穂積	志	姫路市長	石見	利勝
郡山市長	品川	萬里	尼崎市長	稲村	和美
いわき市長	清水	敏男	西宮市長	今村	岳司
宇都宮市長	佐藤	栄一	和歌山市長	尾花	正啓
高崎市長	富岡	賢治	呉市長	小村	和年
川越市長	川合	善明	福山市長	羽田	皓
越谷市長	高橋	努	下関市長	中尾	友昭
船橋市長	松戸	徹	高松市長	大西	秀人
柏市長	秋山	浩保	松山市長	野志	克仁
八王子市長	石森	孝志	高知市長	岡﨑	誠也
富山市長	森	雅志	久留米市長	楢原	利則
金沢市長	山野	之義	長崎市長	田上	富久
長野市長	加藤	久雄	佐世保市長	朝長	則男
岐阜市長	細江	茂光	大分市長	佐藤	樹一郎
岡崎市長	内田	康宏	鹿児島市長	森	博幸
豊中市長	淺利	敬一郎	那覇市長	城間	幹子

提言目次

【個別行政分野提言 21項目】

1~27ページ

〇税財源関連分野 4項目

2~7ページ

- 1. 税財源配分の是正について
- 2. 地方交付税の総額の確保等について
- 3. 償却資産に対する固定資産税の現行制度堅持について
- 4. 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進に係る地方公共団体の地方創生施策を促進する財源措置について

〇福祉関連分野 5項目

8~13ページ

- 5. 国による子どもの医療費助成制度の創設について
- 6. 子ども・子育て支援新制度に係る国及び県の交付金について
- 7. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について
- 8. 地域生活支援事業費補助金の国庫補助について
- 9. 生活保護制度の抜本的見直しについて

〇保険・医療関連分野 4項目

14~18ページ

- 10. 国民健康保険制度の財政基盤強化について
- 11. 介護保険制度の財政基盤強化について
- 12. 地方単独の医療費助成制度事業に対する国庫支出金 減額算定措置の廃止について
- 13. 救急医療体制の充実について

〇環境・都市整備関連分野 3項目

19~21ページ

- 14. 社会資本整備に対する国庫補助負担制度の拡充について
- 15. 道路橋等点検義務化に対する財政措置の拡充及び 技術的支援について
- 16. 水道施設耐震化に対する財政支援の拡充について

〇教育関連分野 4項目

22~25ページ

- 17. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの 配置の拡充について
- 18. 教職員定数等の充実改善について
- 19. 公立小中学校等への空調設置・改修やトイレ改修に係る財源の確保について
- 20. 就学支援制度の充実について

〇その他分野 1項目

26~27ページ

21. 社会保障・税番号制度の円滑な施行について

【東日本大震災関係 2項目】

29~33ページ

- 1. 被災自治体に対する財政支援等について
- 2. 東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する 生活再建支援制度の拡充について

【原子力発電所事故関係 3項目】 35~39ページ

- 1. 原子力発電所の確実な安全対策について
- 2. 除染対策について
- 3. 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

個 別 行 政 分 野 提 言

1. 税財源配分の是正について

中核市特有の財政需要に対応した税財源の拡充・強化を図るとともに、国と地方、都道府県と基礎自治体の役割分担を抜本的に見直し、国または都道府県からの包括的な権限移譲とあわせて税源移譲等を明確化するなど、中核市が担う事務と責任に見合う税財源の配分を行うこと。

特に、事務配分の特例として中核市に移譲される事務に必要な財源については、これまでの移譲分も含め、市民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させることの観点から見直し、都道府県税からの税源移譲を行うなど、税制上の措置を講じること。

◆詳細説明

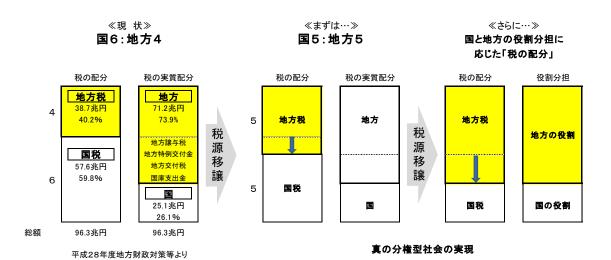
中核市においては、高次都市機能の集積のための基盤整備、防災対策の強化 をはじめとする特有の財政需要が増嵩していることから、中核市への税源配分 を拡充・強化すること。

現状における国・地方間の税の配分「6:4」と、地方交付税、国庫支出金等を含めた税の実質配分に依然として大きな乖離がある点を踏まえ、まずは国・地方間の税の配分「5:5」の実現を図ること。さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、地方税の配分を高めること。

また、国と地方の関係に留まらず、都道府県と基礎自治体の関係においても 役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分とな るよう、税源移譲を行うこと。

中核市には、事務配分の特例により都道府県の事務・権限が移譲されているが、移譲された事務に必要な財源については、税制上は事務・権限にかかわりなく画一的で不十分なものとなっている。中核市市民は、中核市から当該事務に関する行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は都道府県税として納税しているなど、市民サービスの提供者と税の徴収権者が一致していないねじれ関係が発生していることから、都道府県税からの税源移譲による税源配分の見直しを行うこと。

税財源関連分野 (個別行政分野提言)



2. 地方交付税の総額の確保等について

地方交付税については、中核市が直面している財政需要の増嵩を地方財政計画に的確に反映させた上で、必要な総額を確保するとともに、財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

恒常的に生じている地方財源不足への対応は、臨時財政対策債による負担の先送りによるものではなく、法定率のさらなる見直しなどにより、臨時財政対策債制度の廃止、さらには財源不足の解消を図ること。さらに、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、確実に財源措置を講じること。また、法定率の引上げなどによる一般財源の確保が実現できるまでの間は、引き続き地方の安定的財政運営に必要な歳出特別枠を堅持すること。

あわせて、地方の財源不足額の解消が図られるまでの間は、臨時財政対策 債の算出方法である財源不足額基礎方式について、財政力の高い地方公共団 体ほど臨時財政対策債の発行割合が多くなり、地方交付税が減額されてしま うことから、その算定方法を見直すこと。

◆詳細説明

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供する ための地方固有の財源として、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離す ることなく双方を重視すること。

地方交付税の総額については、国の財政健全化を目的とした削減や国の政策目的を達成するための手段として用いるような削減は決して行うべきではなく、地方財政計画において、中核市などの都市自治体の財政需要や地方税などの収入を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保すること。

恒常的に生じる地方財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行等による地方への負担転嫁や先送りではなく、地方交付税法定率のさらなる引上げによって対応すること。また、法定率の引上げなどによる一般財源の確保が実現できるまでの間は、地方財政計画の歳出特別枠を堅持すること。

税財源関連分野(個別行政分野提言)

また、臨時財政対策債の算定方法としての財源不足額基礎方式は、財政力の 高い地方公共団体ほど発行割合が高くなることに加え、平成27年度から中核 市・特例市については、一般市と異なる算定方法となることにより、さらに発 行割合が高くなっている。

こうした財政力や地方公共団体の区分により算定方法を差別化することと、 各地方公共団体が臨時財政対策債に財源を求める趣旨とは何ら関連性がない ため、このような算定方法を見直すこと。

■普通交付税等の状況				(単位:億円)		
				平成27年度		
				金額	割合	
	全国総額			157,495	77.7%	
普通交付税		市町村分		73,790	79.2%	
			中核市	6,451	70.6%	
	全国総額			45,250	22.3%	
臨時財政対策債 発行可能額	:	市町村分		19,327	20.8%	
			中核市	2,681	29.4%	
普通交付税	全国総額			202,745	100.0%	
十 臨時財政対策債		市町	村分	93,117	100.0%	
発行可能額			中核市	9,132	100.0%	

3. 償却資産に対する固定資産税の現行制度堅持について

企業の設備投資環境の改善と国内産業の空洞化を防ぐ観点から、「平成28年度税制改正大綱」において、償却資産課税の一部(機械・装置)に時限措置とはいえ、軽減措置が講じられることとなった。

しかしながら、固定資産税は、基礎自治体を支える安定した基幹税であることから、国の経済政策等の観点からの見直しを行うべきではなく、この度の措置は、あくまで今回限りの特例的なものとし、現行制度を堅持すること。

◆詳細説明

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の3種類の固定資産を課税客体とし、 当該固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着 目して、応益的に課税するものである。また、課税客体である固定資産はどの 市町村にも広く存在し、税源の隔たりも小さいことから、基礎自治体の基幹税 としてその安定的確保が必要とされる。

とりわけ、償却資産の課税については、企業等が事業活動を行うに際して、 当該事業に対する市町村からの受益度を示すものとして、事業用の土地・家屋 と一体に課税客体とすることが適当である。

中核市などの都市自治体には、行政区域内に多くの工場等が立地しており、 国の経済対策等の観点からの見直しにより多大な影響を受けることになる。償 却資産に対する課税については、現行制度を堅持することとし、この度の措置 は、あくまで今回限りの特例的なものとすること。

4. 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進に係る地方公共団体の地方創生施策を促進する財源措置について

人口減少対策や地方活性化に地方公共団体が主体的に取り組むため、まち・ひと・しごと創生法に基づき努力義務となっている「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)」の策定について、国から強く要請されたところである。

地方公共団体の自主性、主体性を最大限に発揮できる施策を計画、実施するためには、包括的な交付金をはじめとする適切な財源措置が不可欠であり、総合戦略の実行期間となる平成28年度以降については、地方創生に取り組む地方公共団体が効果的に活用できる真に自由度の高い交付金の充実とあわせて、地方が必要とする所要額に係る継続的な財源措置を行うこと。

◆詳細説明

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)の「IV. 地方創生に向けた多様な支援」の「3. 財政支援の矢」に基づく財政的支援措置については、国の平成27年度補正予算では、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として「地方創生加速化交付金」が創設され、各地方公共団体が総合戦略の取組みを推進するための支援策が講じられた。

さらに、平成28年度当初予算においても、総合戦略の本格的な推進に向け、 地方創生の深化のための「地方創生推進交付金」1,000億円が予算に計上されるとともに、同交付金を法的に位置付け、安定的・継続的な事業実施に向けた仕組みを整えることとされた。このほか同交付金に係る地方負担1,000億円についても地方財政措置が講じられたほか、個別施策における財源措置にも取り組むこととされたところである。

そのような中、現在示されている同交付金の事業概要においては、総合戦略の趣旨に即した施策についても、対象分野・経費、事業の仕組みに一定の条件が設けられている。

総合戦略については、5年を期間とし、毎年度、事業を見直し、より有効な事業を実施することが国から求められており、地域の実情に即した創意工夫あられる独自性ある施策を継続的に実施していくため、真に自由度の高い交付金の充実とあわせて、まち・ひと・しごと創生事業費をはじめとする継続的な財源措置を行うこと。

5. 国による子どもの医療費助成制度の創設について

子どもの健全な成長を確保し、子育て家庭の経済的負担を軽減する子どもの医療費助成制度は全国の地方公共団体で実施されているが、地方公共団体間で認定基準や助成範囲が異なり、住む地域によってサービスに格差が生じている。

国においては、自治体間の格差を是正し、すべての国民が安心して子どもを産み育てられる環境の実現のため、子どもの医療費助成制度を国の制度として創設すること。

◆詳細説明

子どもの健全な成長を確保するため、子育て家庭の経済的負担を軽減する子どもの医療費助成制度は、全国の自治体で実施されている。都道府県ごとに認定基準や助成範囲が設定されており、市町村は都道府県の制度を活用し、医療費の自己負担に対して助成を行っている。都道府県の制度に加え、独自に対象者の拡大や負担軽減を図る助成を行う市町村も多く、市町村間で認定基準や助成範囲(助成対象年齢、所得制限、一部自己負担額等)において制度の格差も大きいなど、住む地域によってサービスに格差が生じている。

どこに住んでも、等しく安心して子どもを生み育てることのできる環境を保障するのは、国の責務である。また、子育て支援策の拡充は、国において喫緊の課題となっている少子化対策にもつながるものであることから、国において子どもの医療費助成制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うこと。

6. 子ども・子育て支援新制度に係る国及び県の交付金について

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に係る国及び 都道府県の市町村に対する交付金については、確実に実施されるよう負担割 合を法定化するなど、国及び都道府県の負担を義務付けること。

◆詳細説明

子ども・子育て支援新制度における都道府県及び国の負担については、子ども・子育て支援法第67条第2項及び第68条第2項に規定されているが、地域子ども・子育て支援事業については「予算の範囲内で、交付金を交付することができる」とされており、場合によっては市が実施した地域子ども・子育て支援事業について交付金が交付されないおそれがある。

地域子ども・子育て支援事業を確実に推進するためには、国及び都道府県の 財政措置は不可欠であることから、国及び都道府県の市町村に対する交付金に ついては、確実に実施されるよう負担割合を法定化するなど、国及び都道府県 の負担を義務付けることとされたい。

7. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次のとおり要望する。

- ①放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、 その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ②放課後児童クラブを学校施設に整備するに当たり、配置上の問題から、 特別教室を上の階に移設する場合などの移設先の整備費用についても 補助対象となるよう補助制度を拡充すること。
- ③小規模な放課後児童クラブについて、最低児童数の要件を撤廃すること も含め、交付金の拡充を行うこと。
- ④「放課後児童支援員等処遇改善等事業」における国庫補助額算定方法の 簡素化及び算定基準控除額の引き下げを行うなど、国による財政支援の 充実を図ること。

◆詳細説明

各自治体においては、放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免など各種施策を行っているが、各自治体の財政状況に左右されるものではなく、国による財政支援を行うことが適当であると考える。そこで、子育て家庭支援の視点からも経済的に苦しい家庭の支援については、国の施策として全国一律の制度として創設すること。

また、放課後児童クラブを学校施設に整備するに当たり、転用可能な教室が限られており、特別教室を移転して整備する場合があるが、その移設先を整備する費用は補助対象外となっている。そのため、放課後児童クラブとして使用する教室の代替教室の整備についても国による支援を行うこと。

放課後児童クラブへの交付金において、構成する児童の数が19人以下の場合、20人以上の放課後児童クラブへの交付金に比べ基本額が大幅に減額され

福祉関連分野(個別行政分野提言)

ており、20人の児童で構成される放課後児童クラブが翌年度に19人となった場合、運営が難しくなる。また、1年間の平均利用児童が10人を下回る小規模な放課後児童クラブについては、現在、一定要件を満たす場合を除き、国の補助対象となっていない。地方においては、少子化の影響で周辺部の地域の放課後児童クラブの利用者数は、今後、減少する見込みであることから、保護者が安心して仕事をしながら、また、子どもが安全・安心に過ごせる場所としての放課後児童クラブの重要性を鑑み、小規模な放課後児童クラブについて、最低児童数の要件を撤廃することも含め、交付金の拡充を行うこと。

放課後児童支援員等処遇改善事業については、国庫補助額を算定するに当たり、算定方法が複雑であることに加え、算定基準控除額が大きいことから、現行制度においては利用可能な放課後児童クラブがごく少数に限られてしまう状況にある。また、国庫補助額の算定方法については、「放課後児童健全育成事業に係る Q&A (平成27年8月4日)」においてのみ示されている状況にあるため、「放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「子ども・子育て支援交付金交付要綱」で明文化するなど、制度として明確化し、活用しやすいものとする必要がある。

8. 地域生活支援事業費補助金の国庫補助について

障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、地域生活支援事業費補助金の国庫補助について、地方財政に超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

◆詳細説明

地域生活支援事業費補助金の国庫補助については、平成21年8月25日厚生労働省発障第0825第1号厚生労働省事務次官通知「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」により行われているところである。

交付要綱において、市町村地域生活支援事業(地域生活支援事業のうち、市町村を実施主体とするもの)の国庫補助の交付額は、厚生労働大臣が示した基準額と対象経費(実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額)とを比較して少ない方の額に補助率50/100を乗じて得た額と定められている。そのため、対象経費が、国から示される内示額の範囲内とする基準額を超過すると、国庫補助が対象経費の50/100に満たず、地方財政負担が増加することとなる。

近年、障害者が増加していることや地域移行が推進されていることなどから、 地域の特性に応じて柔軟に事業を実施することで障害者等の福祉の増進を図 るという当事業の実施目的を達成するための当該事業費は増加傾向にあり、当 事業の規模の縮小による対象経費の削減は困難であることから、現状のままで は地方財政負担は今後も増加していくものと考えられる。

以上により、地域生活支援事業費の国庫補助率を、対象経費の50/100 を乗じて得た額とし、地方財政への超過負担が生じることのないよう求めるも のである。

9、生活保護制度の抜本的見直しについて

生活保護制度は、憲法第25条に基づき、国が国民の最低限度の生活を保障するための制度であり、本来国の責任において実施するべきものであるため、その経費については国において全額を国庫負担金として負担するとともに、制度の見直しについては、年金制度等社会保障制度全般のあり方も含め、地方公共団体の意見を十分に反映すること。

合わせて、地方財政計画における不交付団体水準超経費が増加することにより、交付団体の財政運営に支障が生じないよう配慮すること。

◆詳細説明

現在、被保護世帯の急増傾向はようやく落ち着いてきたものの、リーマンショック以降の全国的な被保護世帯の大幅な増加により、各自治体においては、 生活保護に要する費用が財政を圧迫し、行政運営に支障をきたしている。

憲法第25条の理念に基づき、国が国民の最低限度の生活を保障するための制度であり、本来国の責任において実施するべきものであるので、その経費については国において全額を国庫負担金とすること。

また無年金や低額年金である高齢者の生活保護受給者も年々増加しており、制度見直しに当たっては、年金制度等をはじめとした社会保障制度全般のあり方を検証する中で制度の再構築を行うこと。

合わせて、地方財政計画における不交付団体水準超経費が増加することにより、交付団体の財政運営に支障が生じないよう配慮されたい。

10. 国民健康保険制度の財政基盤強化について

国保の持続的・安定的な運営のため、市町村国保間における保険料格差の 是正と、今後も増加していく医療費や後期高齢者支援金、介護納付金などの 財政負担に対して、国庫負担の拡大による財源強化がなされるよう次のとお り要望する。

- ①持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を 改正する法律が成立し、国保の財政基盤の強化として平成29年度以降 毎年約3,400億円の公費を国保に投入するとされている。しかし、今 後も医療費の伸びが見込まれる中においては、都道府県単位化までの財 政運営を安定的に行うためにも、さらなる財政基盤の強化が必要である ことから、その支援措置を講じること。
- ②地方財政措置については、保険者への財政支援という本来の目的に沿った効果的な運用がなされるよう、措置額の大幅な拡大を実施すること。また、現在行われている算定額の8割交付ではなく、算定額全額を交付すること。また、保険財政共同安定化事業等の拠出超過保険者に対する財政措置など、国保財政基盤の一層の拡充強化を図ること。
- ③前期高齢者交付金制度による交付金について、当該年度に必要とする財源の確保が行えるよう見直しを行うこと。
- ④後期高齢者医療制度における「現役並み所得者」の医療費については、 公費負担の対象から除かれていることから、国保会計から支出している 後期高齢者支援金は、その分を加算した負担額となっている。今後も高 齢者の医療費は増加していくことから「現役並み所得者」の医療費に公 費負担を行い現状の公費負担割合についても拡大を行うこと。

◆詳細説明

市町村国保は、被保険者の高齢化や景気低迷の影響により、世帯の所得が低下している一方で、医療技術の高度化や高齢化の進展により医療費は年々増加し、平成26年度においては全国規模で、約3,472億円に上る法定外繰り入れとあわせて、約932億円の繰上充用を行わなければ財政運営が立ち行かない状況であり、国保財政は危機的状況となっている。

平成29年度以降、毎年約3,400億円の公費を国保に投入することになっているが、今年2月9日に公表された、平成26年度の市町村国保の実質的な赤字額は3,585億円であり、今後も増え続ける医療費や後期高齢者支援金、介護納付金などの伸び率からすると、さらなる財政基盤の強化策が必要であり、その支援措置を講じること。

また、国保財政安定化支援事業については、地方財政措置となっているが、 リーマンショック後の景気低迷や被保険者の高齢化の進展など、国保の構造的 な問題が拡大し、特別の事情として定められている3項目の要因による支援を 必要とする保険者が増加している中で、国の地方財政支援措置は、毎年1,00 0億円の定額となっている。そのため、保険者への財政支援という本来の目的 に沿った効果的な運用がなされるよう措置額の大幅な拡充を図ること。また、 現在行われている算定額の8割交付ではなく、算定額全額が交付となる措置 を講じること。

前期高齢者交付金制度による交付金については、交付額の精算が2年後となっていることにより、各年度の医療費負担額に見合う交付額との乖離が生じている。そのため、当該年度に必要とする財源の確保が行えるよう見直しを行うこと。

後期高齢者医療制度における「現役並み所得者」の医療費については、公費 負担の対象から除かれていることから、国保会計から支出している後期高齢者 支援金は、その分を加算した負担額となっている。後期高齢者の医療給付費の 増加に伴い、国保被保険者の保険料に占める支援金の負担割合が年々増加し、 国保財政が危機的状況にある中で、この公費対象外の負担分も保険料で賄うこ とは、不合理である。今後も高齢者の医療費は増加していくことから「現役並 み所得者」の医療費に公費負担を行い、現状の公費負担割合についても拡大を 行うこと。

11. 介護保険制度の財政基盤強化について

介護保険制度について、全ての国民が安心して介護を受けられるよう、必要な財源を確保した上で、将来にわたって国民が安心して享受できる持続可能な社会保障制度となるよう、公費の負担割合の見直しを含め、保険料の上昇を抑える対策を講じるなど、制度の見直しを行うこと。

◆詳細説明

介護保険制度については、保険料の上昇により年金生活者の収支バランスが 崩れ、生活水準の低下につながることが想定されるとともに、現行の財源フレ ームのまま制度を継続した場合には、サービス利用者の費用負担を上げざるを 得ない状況になり、必要なサービスを受けることが困難になる可能性がある。

多くの保険者において、第1期から第6期までの介護保険事業計画の見直し において、その都度、介護保険料の引上げがなされているが、市町村による差 異も顕著であることから、将来にわたり安定して国民が必要な介護サービスを 受けることができるよう措置を講じること。

12. 地方単独の医療費助成事業に対する国庫支出金減額算定措置の廃止について

地方単独の医療費助成事業に対する国民健康保険の国庫支出金減額措置は、事業運営において大きな負担となっているばかりでなく、地方自治体が 実施する乳幼児医療等の助成事業に対してペナルティを課すことは不合理 であること、また、国費減額による費用負担を国保被保険者に課すべきでは ないことから、即刻廃止する等の改善を図ること。

◆詳細説明

現在、全ての自治体において、子育て支援対策や低所得者対策の観点等から、 乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害者・児に対し、医療保険の自己負担分を 軽減する地方単独の福祉医療費助成制度が実施されている。

しかし、国においては、「子ども・子育て支援」や「医療・介護への支援」 などの施策を掲げている一方で、医療費の助成を現物給付方式で実施する自治 体に対し、国民健康保険の国庫支出金減額措置を講じている。

誰もが安心して暮らせる社会の形成は、国及び自治体が総力を挙げて取り組むべき重要な課題であり、国庫支出金減額算定措置を廃止すること。また、国費において、国保料(税)における子育て世帯に対する均等割の軽減措置を講じること。

13. 救急医療体制の充実について

少子高齢化が進み、医療・介護の需要が最大化する平成37年(2025年)においても、地域の実情に応じた医療を提供するためには救急医療体制の充実が必要不可欠であり、その中心的な役割を担う自治体病院や初期救急医療を担う急病センター等を運営・支援する自治体に対して十分な財政措置を行うこと。

◆詳細説明

厚生労働省が試算した2025年の医療機能と病床の必要量は、高度急性期及び急性期の医療機能が大きく減少し、回復期病床が大きく増加する結果となり、現在、救急医療を担う民間の病院が救急医療部門から撤退することが懸念される。

このことから、今後においても、地域医療の確保を図るためには、不採算部門である救急医療を担う自治体病院や初期救急医療施設の役割がこれまで以上に重要なものとなることから、自治体病院や初期救急医療施設を運営・支援する自治体に対して十分な財政措置を行うこと。

14. 社会資本整備に対する国庫補助負担制度の拡充について

都市型災害対策や大規模災害対策に係る国庫補助負担金による支援対象 範囲を拡充するとともに、地域や災害などの実情に応じた柔軟な運用が可能 となるよう、負担率の拡充等も含めた社会資本整備総合交付金制度等の見直 し、改善を検討すること。

◆詳細説明

社会資本整備総合交付金をはじめとする国庫補助負担金制度については、事業の包括化、選択化などにより、支援内容の充実や使い勝手の向上が図られているところであるが、近年、大きな課題としてクローズアップされている都市型災害や大規模災害には、十分対応できていないのが現状である。

殊に中核市においては、大都市の近郊に位置し、都市化が著しく進んでいるケースや、市町村合併による広域化により、社会資本の整備が遅れている地域や財政力が弱い地域を市域に含んでいるケースが多く、このことへの対応は、喫緊かつ切実な問題となっている。

このような状況下にあって、現行の国庫補助負担金制度を活用しながら事業を実施しているが、集中豪雨等による浸水対策事業や急傾斜地の崩落対策事業等については、対象外とされている場合や補助範囲に制限のある場合が多く、事業の実施に苦慮しているところである。

とりわけ災害対策は、最優先に取り組むべき課題であり、市民の安全・安心に直結することから、国庫補助負担金の対象となる事業の範囲を拡充するとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、国庫負担率の拡充も含めた社会資本整備総合交付金制度等のさらなる改善の検討をすること。

15. 道路橋等点検義務化に対する財政措置の拡充及び 技術的支援について

国により義務化された道路橋等の点検業務を安全かつ確実に実施していくため、点検経費に対するさらなる地方財政措置の拡充及び技術的支援を行うこと。

◆詳細説明

平成26年7月から国により市町村に義務化された5年に1回の道路橋等点検結果に基づき実施する長寿命化修繕計画に位置付けられた予防保全型補修等に要する財源構成は、社会資本整備総合交付金を活用することで国費が充当されるが、残りの地方負担部分について、起債を充当した場合の交付税措置分を控除しても実質的な地方負担は大きい。また「損傷の見受けられない道路橋等」の点検経費は起債充当の対象にならず、各市において多大な負担が見込まれる。

平成28年度以降も社会保障経費の増加が見込まれており、財政負担が増加する中で国により義務付けられた点検業務を安全かつ確実に実施していくためには、現在の財政措置では実施が困難である。これらのことから、国費充当率の嵩上げや、起債の充当対象外となっている点検経費を起債対象に含めるといった、さらなる財政措置の拡充を行うこと。

また高所に存在する橋梁等について、国に要請されている近接目視を基本と した点検を行う場合、危険が伴うことも想定されるため、安全・確実な実施が 可能となるよう、国による技術的支援を今後も継続して行うこと。

16、水道施設耐震化に対する財政支援の拡充について

水道は市民生活や都市活動に欠かせない重要なライフラインの一つであるが、既設の基幹管路は高度経済成長期に整備したものが多く、近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模自然災害に備えるためにも、重要な水道施設の耐震化の推進は喫緊の課題である。

また、国においては、国土強靭化アクションプラン2015の中で、平成34年度までに基幹管路の耐震適合率50%以上を掲げ推進していることからも、補助採択基準を緩和すること。

◆詳細説明

国においては、国土強靭化アクションプラン2015の中で、平成34年度 末までに基幹管路の耐震適合率50%以上を掲げているが、基幹管路の耐震化 には巨額の資金が必要であり、国の積極的な財政支援なくして国が掲げる目標 の達成は困難である。

耐震化を図るための国庫補助である「水道水源開発等施設整備費(ライフライン機能強化事業費)」は、『有収水量1m3当たりの資本単価が90円以上』という補助採択要件を設けており、平成27年度に創設された「生活基盤施設耐震化等交付金」制度も、上記国庫補助と同じ資本単価を交付金採択基準に設けている。そのため、長年にわたり効率的な施設整備や借入金抑制などの経営努力を行ってきた水道事業者は、要件を満たさず、耐震化が進まない要因となっていることから採択基準を緩和すること。

また、厚生労働省では平成28年度から水道管路緊急改善事業として、耐震性能が低く法定耐用年数を超過している基幹管路のうち緊急性が高いなど一定の条件を満たす場合に、財政支援を進める動きがあるが、水道事業者の管路耐震化への着実な取り組み推進するとともに、持続可能な水道事業経営が実現できるよう補助採択基準を緩和すること。

17. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの 配置の拡充について

全公立小・中学校でスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用できるようにするため、全ての中学校へのスクールカウンセラーの配置に加えて小学校への配置校数の拡大を図るとともに、指導や活動に十分な時間が確保できるようさらなる拡充を図ること。

◆詳細説明

いじめ、不登校及び問題行動等生徒指導上の諸問題を抱える児童生徒や、精神的・発達的に特別な支援を必要としている児童生徒が多数いる現状において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、その専門的な指導により、児童生徒はもとより保護者及び教師にとっても大きな支えとなっており、学校現場等でのニーズも非常に高まっている。

しかしながら、国の「スクールカウンセラー等活用事業」では、実施主体が 都道府県・政令指定都市となっている中で、未だ、公立小学校でスクールカウ ンセラーが配置されていない自治体もあり、配置されていても非常勤で相談時 間が限られているなど、相談件数が増加している現在、中核市の教育現場が抱 える多様なニーズに対して早急に対応できる教育相談体制が不十分な状況で ある。

また、国の「スクールソーシャルワーカー活用事業」では、実施主体が都道 府県・指定都市・中核市となっている中で、未だ、スクールソーシャルワーカ ーが配置されていない自治体も多く、児童生徒をめぐる様々な問題の解決・改 善を図り、教育現場が抱える多様なニーズに対応できる教育相談体制作りが不 十分な状況である。

したがって、全ての公立小・中学校へ配置されるよう施策の徹底を図るとと もに、全公立小・中学校でスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワー カーを有効活用することができるよう当該事業のさらなる拡充を図ること。

18. 教職員定数等の充実改善について

現在、教職員定数は標準法に基づき、同学年で編制する学級は40人(小学1年生は35人)、特別支援学級は8人の児童生徒数により算出された学級数によって運用されており、この学級数を基準として、義務教育諸学校施設費国庫負担法では、校舎等の新築・増築事業の補助(必要面積)も決められている。

しかし、多様化する教育現場において、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導及び安全確保等が必要となっていることから、必要な教職員定数について、学級編制の標準の改定や教職員定数配当基準の改善、特別加配教員配置の純増など、所要の措置を講じるとともに、食育、アレルギー対策として栄養教諭、学校栄養職員の配置基準の拡大を図ること。

◆詳細説明

義務教育に関する教職員定数については、国庫負担となっており、定められた学級編制の基準の中で配当されている。

これまで、都道府県による加配対応により、少人数学級の実施や指導方法の工夫改善、特別支援教育の充実など、教育課題の対応に必要な教職員が配置されているが、少子化等に伴う教職員定数の減少を踏まえ、今後追加的な財政負担を要することなく必要な定数改善をしていく中で、平成28年度の国の予算では、加配定数が525人と拡充されたものの、少子化等に伴う定数減として4,000人が削減された。

しかしながら、教育的配慮が必要な児童生徒に対する支援の必要性がますます高まっており、特別支援学級においても障害が多様化、重度・重複化し、子どもの実態に応じたきめ細かな指導及び安全確保が困難となっていることから、少人数学級の実施や特別支援教育の充実等に必要な教職員定数について、学級編制の標準の改定や教職員定数配当基準の改善、特別加配教員配置の純増など、所要の措置を講じること。

また、全国的に学校給食における食物アレルギーへの対応が求められている とともに、食育の推進を図る観点からも栄養教諭、学校栄養職員の増員が必要 な状況であることから、配置基準の拡大を図ること。

19. 公立小中学校等の空調設置・改修やトイレ改修に係る財源の確保について

公立小中学校等における普通教室等への空調設置・改修やトイレ改修に係る学校施設環境改善交付金について、必要な財源を確保するとともに、対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ること。

◆詳細説明

近年、地球温暖化によって猛暑日を記録する日が多く、熱中症対策の要望が 教育現場や保護者、地域住民等から多く寄せられている。快適な教育環境を実 現するため、普通教室等への空調設備の設置や老朽化した空調設備の改修等が 喫緊の課題となっている。

また、トイレ環境が家庭ではほぼ洋式化されている現在、「学校のトイレは 安心して用を足せない。」との声が多数あり、早期改善の要望が教育現場や保 護者、地域住民等から多く寄せられている。建設当時のまま改修の行われてい ないトイレでは内装や給排水管等の老朽化も進んでおり、トイレの男女別化や 洋式化、乾式化等も含めた大規模な改修が早急に必要となっている。

したがって、公立小中学校等における教育環境を改善するため、普通教室等への空調設置・改修やトイレ改修に必要な財源を確保するとともに、対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ること。

20. 就学支援制度の充実について

義務教育の円滑な推進を図るため、生活扶助基準の見直しについての政府 対応方針に沿った就学援助の取組みを行う自治体に対する支援の充実と併 せ、準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る十分な財源措置を講じるこ と。

◆詳細説明

就学に際して、教育の充実に必要な副教材などの学用品費、学校給食費、修 学旅行費、校外活動費、体育実技用具費等の費用は、公費負担ではなく個人負 担となっている。経済的に困窮している家庭については、就学に対する扶助が 必要であるため、各自治体では就学援助を制度化して対応しているが、生活が 困窮している家庭は増加していることから、就学援助に係る自治体の財政負担 が増加する傾向にある。

このような中、国においては生活扶助基準の引下げが行われ、今後、従前の生活扶助基準により認定してきた準要保護者の一部については、収入状況に変化がないにもかかわらず認定から外れ、援助が行われないことが想定されたものの、国からは、生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に「できる限り影響が及ばないようにする」という政府の対応方針を「理解した上で各自治体において適切に判断・対応」する旨が依頼され、準要保護者に対する援助に影響が及ばない方策については、国における財源措置が明確となっていないまま、各自治体の判断に委ねられている。

義務教育を実施する上では、均等な就学機会の確保が必要であり、また、学力と所得との相関関係が指摘されている中で、就学援助制度の充実は極めて重要であることから、今般の生活扶助基準の見直しに関する国の方針に沿った取組みを行う自治体への支援措置制度の充実を図るとともに、準要保護児童生徒の就学援助費に係る十分な財源措置を講じること。

21. 社会保障・税番号制度の円滑な施行について

社会保障・税番号制度の施行に当たり、法定事務の庁内連携における書面 提出義務のみなし規定の適用など、速やかに必要な措置を講じるとともに、 市町村が確実に取り組めるよう、迅速な情報提供を行い、対応に要する時間 を十分に確保すること。

経費面においても、特に、人口の多い中核市では、一時的に大量の個人番号カードの交付事務を行うことになるが、その円滑な交付のため、コールセンターの設置や職員(臨時職員も含む)の増員等で対応する必要があるにもかかわらず、現時点での個人番号カード交付事務費補助金では、実質的に多額の追加負担が生じていることから、当該補助金を拡充すること。また、システムの整備・改修・運用や情報セキュリティ対策等、必要となる経費については、地方の追加負担が生じないよう、国が全額財政措置すること。

さらに、制度開始に伴い多くの煩雑な事務作業が増加して、市町村の過度な負担とならないよう、方法を検討し、調整すること。特に個人番号カード交付事務については、事務に支障を来すシステムの不具合が発生したことから、地方公共団体情報システム機構のカード管理システムの安定稼働を確保するとともに、システム上の問題により、個人番号カードの円滑な交付が困難であることを、国の責任において周知・広報すること。

併せて、個人情報の保護に対する国民の不安や個人番号の利用に対する抵抗感を払しょくするための周知・広報についても国の責任において行うこと。

◆詳細説明

社会保障・税番号制度については、法定事務の庁内連携における書面提出義務についてみなし規定を設ける省令改正が一部であることや、番号法改正により事務が追加されたにもかかわらず、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び特定個人情報を定める命令が改正されないなど、整備が遅れている状況にあり、庁内の情報連携や情報提供ネットワークシステムを使った連携のための準備など、市町村の事務の円滑な執行に支障が生じている。

個人番号カードの交付事務に関しては、平成28年1月以降に集中して大量 の交付事務が発生している状況である。これに対して、交付を希望する市民に 対して誤交付がないように円滑に交付するためには、多くの人員配置(臨時職 員も含む)が必要なほか、交付方法の案内等、個別にきめ細かく対応するため

その他分野(個別行政分野提言)

のコールセンターの設置が必要となっている。しかしながら、現時点での個人番号カード交付事務費補助金ではこうした実情を加味しておらず、実質的に多額の追加負担が発生している状況である。個人番号カード交付事務は法定受託事務であるので、市に過度な財政負担とならないよう個人番号カード交付事務費補助金の拡充を要望する。

制度導入に係るシステム改修や国が示す情報セキュリティ対策についても、 国の財政措置がなされているものの、国が積算した額と実際に必要となる額と の間に大きな乖離があり、実質的に市町村に多額の追加負担が生じている状況 であり、国の全額財政措置を求めるものである。

また、制度開始に伴って、個人番号の真正性の確認など、多くの煩雑な事務作業が追加されていることから、これらの手続きが自治体現場でどれだけの事務量の増加や減少につながるのか速やかに検証作業を行い、その作業で増加が見込まれる事務については、市町村にとって過度な負担とならない方法を検討し、調整する必要がある。

特に、個人番号カード交付事務については、地方公共団体情報システム機構の個人番号カード管理システムの障害により、交付希望者に多大な迷惑をかける事態を生じさせていることから、システムの安定稼働の確保が必要である。併せて、システム利用に係る通信に多くの時間を要することから、個人番号カード交付の遅延が全て自治体の責に帰すものとの誤解を国民に与えることがないよう、国の責任に基づく周知を求めるものである。

なお、国民の間では未だに個人情報の流出や個人番号の利用について強い懸 念があるため、引き続き必要な周知・広報活動を国の責任で行うこと。

東日本大震災関係

1. 被災自治体に対する財政支援等について

被災自治体が最優先課題として取り組んでいる復旧・復興事業を、さらに 迅速かつ円滑に進めていくためには、被災自治体の財政需要の変化を的確に 捉え、復旧・復興に要する経費に対する財源措置の充実及び継続的な確保を 図るとともに、交付金制度等の運用に当たり、被災自治体が実情を勘案し必 要と考える事業への柔軟な対応が必要不可欠であることから、国において、 次の財政支援等を講じること。

- ①災害復旧補助事業について、適用要件の柔軟化を図ること。
- ②東日本大震災復興交付金などの特別な財政支援について、被災自治体の実情に応じた弾力的な運用を図りながら、復興・創生期間においても復興が確実に果たされるまで継続するとともに、復興だけではなく、地方創生と連動した施策展開を図るため、被災地が必要と考える取組みを幅広に対象とするような復興・創生交付金制度の構築を図ること。
- ③震災復興特別交付税について、引き続き、地方財政計画において通常収支とは別枠で整理し、十分な予算措置を講じること。
- ④取崩し型復興基金について、被災地のまちづくりの進捗に応じて実施する地域経済の振興に向けた事業や被災者支援のための事業など、今後も必要となる各種ソフト事業を実施するための重要な財源であることから、追加交付すること。
- ⑤岩手県、宮城県及び福島県の特定被災区域の国保保険者に対する、東日本大震災による医療給付費の負担増加割合に応じた特別調整交付金による財政支援について、平成28年度以降も継続すること。
- ⑥企業誘致や設備投資と雇用促進を図ることにより、東日本大震災からの 復興の加速化を図るため、復興特別区域制度における税制優遇措置の対 象に事業所税を加えること。

◆詳細説明

東日本大震災により被災した公共施設については、災害復旧事業等により、 早期復旧を目指し、施設の復旧を推進しているところであるが、国の災害復旧 は「原形復旧」を原則としており、橋梁など大規模公共施設の撤去を要する場 合に活用できない状況にあり、被災自治体において、多額の負担を強いられる ことになるため、柔軟に対応すること。

東日本大震災関係

東日本大震災復興交付金は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の 迅速な復興のために必要となる事業に交付されるものであるが、復興庁の方針 により、主に津波被害地域に必要な災害公営住宅建設事業、集団移転事業、津 波対策事業等を優先的に採択することとしており、内陸部に存する自治体はも とより、沿岸自治体であっても、地震被害が甚大だった内陸地域で活用できる 事業は極めて限定的であるとともに、原子力災害等に対する適用や災害時に中 心的な役割を果たす庁舎の耐震化などについては、活用が難しい状況にある。

震災発生から5年が経過した現在では、復興が一定程度進み、これまでの基盤整備だけではなく、観光振興や産業振興などをはじめとする賑わいの再生・創出に係る取組みや地方創生と連動した施策展開が今後重要となってくることから、ソフト・ハード両方の側面からの支援による被災地の真の復興を果たすため、東日本大震災復興交付金について、復興のステージの進展を踏まえた基幹事業の拡大の検討や効果促進事業による柔軟な対応を図りながら、被災自治体の復旧・復興が確実に果たされるまで制度を継続するとともに、被災地の自立につながる取組みや、被災地が必要と考える取組みを幅広に対象とするような復興・創生交付金制度を構築すること。

また、震災復興特別交付税について、平成28年度からの復興・創生期間においても、引き続き、地方財政計画において通常収支とは別枠で整理し、十分な予算措置を講じること。

加えて、取崩し型復興基金について、被災地のまちづくりの進捗に応じて実施する地域経済の振興に向けた事業や被災者支援のための事業など、今後も必要となる各種ソフト事業を実施するための重要な財源であることから、追加交付すること。

現在、厚生労働省は、東日本大震災の影響により医療費が伸びている岩手県、 宮城県及び福島県の特定被災区域の国保保険者に対し、下表の割合で特別調整 交付金を交付している。これは、東日本大震災で体調を崩した被保険者が治療 を受けるなど医療費が伸びている現状を鑑み、保険者の責めに帰することので きない特別な事情を考慮して行われている予算措置であり、平成24~27年 度の4年間において実施されたところであるが、東日本大震災による医療費の 増加は、今後も伸びることが想定されることから、今後も財政支援を継続する こと。

東日本大震災関係

東日本大震災からの復興に資することから、平成24年4月20日に福島県における「ふくしま産業復興投資促進特区」が国に認定されるなど、法人税や固定資産税等の税制優遇措置が実施されているところであるが、中核市等の人口30万人以上の都市が課す事業所税については、優遇措置の対象とされておらず、企業の誘致や設備投資等において足かせとなっている。ついては、地域経済の中枢都市である中核市において、さらなる企業誘致や設備投資と雇用促進を図るため、税制優遇措置の対象に事業所税を加えること。

(表)

当該年度の東日本大震災の影響を除いた想定医療給付費と実際の医療給付費とを 比較し、負担増加割合が3%以上である場合に、負担増加割合に応じて補助するもの であり、平成25年度から3年間は、医療給付費の負担増加割合に応じて補助割合を 拡大している。

×	分	補助率	摘要		
負担増加割合	3%~5%未満	8/10	医療費負担増 8/10		
	5%~7%未満	9/10	医療費負担増 8/10		
			医療費負担増支援拡充分 1/10		
	7%以上	9.5/10	医療費負担増 8/10		
			医療費負担増支援拡充分 1.5/10		

[※]ただし、上表の額と前年度交付額を比較し、高い額が補助額となる。

2. 東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する 生活再建支援制度の拡充について

東日本大震災により被災した者に対する生活再建支援金について、被災者の生活状況や再建の進捗状況は地域により様々であることから、被災地の実態を踏まえ、支援の上限額や適用範囲などについて制度の見直しを図ること。

◆詳細説明

東日本大震災の発生から5年が経過したが、被災地が広範囲にわたるため、 地域によって被害状況や生活再建の進捗状況は様々であり、今なお多くの被災 者が仮設住宅等での避難生活を送っている。

被災者の住宅再建支援策である生活再建支援金は、全壊家屋の再建等に対し 最大300万円を支給する制度となっているが、被災者の中には、高齢者や生 活困窮者など自宅再建が困難な被災者もおり、住宅再建等に係る資金確保が大 きな課題となっている。

また、各自治体における運用に当たり、震災当時に半壊以上の判定を受け、 現在家屋解体を行う被災者について、家屋解体を要する直接的な要因であるか の判断ができないなど、困難な事例も生じている。

住宅再建は、被災者の生活再建に不可欠であるほか、被災地からの人口流出の抑制や地域コミュニティの維持・再生など、被災地の復興を推進する上でも重要であることから、被災者が、自らの望む生活再建を果たせるよう、被災者の生活状況や被災地の実態等を踏まえ、支援の上限額や適用範囲、申請期限の延長など、制度の見直しが必要である。

原子力発電所事故関係

1. 原子力発電所の確実な安全対策について

国は、原子力発電所事故の収束及び廃炉は、国の責務であることを強く認識し、次の事項について、主体的に全力を挙げて取り組むこと。

- ①「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づく万全な体制で、着実に廃炉作業に取り組むこと。
- ②福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みを推進すること。
- ③安全かつ着実な廃炉に向け、国の責任による盤石な体制を構築するとともに東京電力㈱に対する監視体制を強化すること。
- ④福島第一原子力発電所に係る汚染水漏えいの再発防止対策の早期実施 とともに地下水の海洋排出に伴うモニタリング体制を厳格化すること。
- ⑤着実な廃炉作業の推進に向け、作業員の安全を確保するとともに適切な 労働環境の整備を図ること。
- ⑥実効性のある原子力広域避難計画策定のため、同計画策定における関係 省庁や都道府県との調整に国が積極的に関与すること。

◆詳細説明

東京電力㈱福島第一原子力発電所の数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの周辺住民が不安を抱えた生活を強いられることから、国及び東京電力㈱の責任において、確実な安全対策を講じるとともに、責任主体である国が前面に立つ姿勢を、より明確かつ具体的に示すこと。

また、福島第一原子力発電所の廃炉作業は、前例のない長期に及ぶ取組みであり、全ての作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められることから、東京電力㈱に対し、福島第一原子力発電所における汚染水漏えいの再発防止対策の確実な実施、確実な安全対策及び現場作業員の適正な労働環境を確保すること。

さらに、原子力災害時の広域避難計画策定においては、原子力発電所が立地していない都府県への避難や、高速道路パーキングエリアを活用したスクリーニングの実施など、都道府県や関係省庁間の調整が必要となることから、実効性のある計画策定のため、国が積極的に関与すること。

2. 除染対策について

除染を推進するため、次の事項について、国は責任をもって対応すること。

- ①仮置場及び積込場設置に係る国の積極的な対応、中間貯蔵施設の早期用 地確保及び除去土壌等の本格的な受入れを開始すること。
- ②除染実施区域外において、平成24年度以降に実施したホットスポットの除染により発生した土壌の国の責任による処理を明確化すること。
- ③大規模事業所等に係る具体的な除染手法の確立及び国の直轄実施を図ること。
- ④個人等が自ら実施した除染に係る費用等に対する賠償について、平成2 4年10月1日以降も賠償の対象期間とするよう、原子力損害賠償に係る中間指針へ追補すること。
- ⑤除染の対象とならない側溝堆積物について、撤去及び処分に関する費用 に係る財政措置を講じるとともに、中間貯蔵施設に搬入すること。

◆詳細説明

除染の推進に当たっては、市町村において、仮置場や積込場の確保に向けて、これまで地道に粘り強く、候補地の地権者や近隣住民と交渉を継続しているところであるが、中間貯蔵施設への除去土壌等の受入れについて、平成27年3月から一部開始されたものの、本格輸送の工程等は明確に示されていないため、仮置場等に長期保管されかねないという懸念などから、地域全体の合意形成に多くの時間を要し、除染の推進に必要な仮置場等の確保が困難な状況にある。

また、中間貯蔵施設予定地においても、地権者との交渉が難航し、整備が完了したのは予定地の一部にとどまり、市町村の仮置場等からの除去土壌等の本格輸送には至っていない。

このほか、除染実施区域外において、平成24年度以降に実施したホットスポット除染により生じた土壌等は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除去土壌等には該当せず、国からも処分方法等がいまだに示されていないことから、現状では現場保管とならざるを得ない状況にある。

また、ゴルフ場等の大規模事業所については、広大かつ様々な自然条件が混在する施設であることから、除染方法も明確ではなく、市町村の単独実施も困難である。

原子力発電所事故関係

加えて、平成26年9月18日に東京電力㈱が示した個人等が自ら実施した除染に係る費用等については、賠償の対象となる期間が平成23年3月1日から平成24年9月30日までと限定されており、それ以降については、賠償の対象となっていない。

さらには、道路除染の実施に当たり、側溝に堆積した汚泥等については、除 染関係ガイドラインに定める測定方法で毎時 0.23マイクロシーベルトを下 回った場合は除染対象外となっているが、多くの住民が、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質に汚染されているという不安を抱いているところである。

除染事業による側溝汚泥等の撤去(土砂上げ)については、空間線量が比較的低い地域が多い市町村においては除染実施区域が行政区域内に散在していることや、撤去後の側溝汚泥等を処分場へ搬入することに対する周辺住民の理解を得ることが困難であることなどから、事故から5年を経過した現在においても、面的に大規模な除染事業を実施することができない状況にある。

除染は、市町村においては相当な業務負担となっており、国の方針が決定していない事項への対応にも苦慮しているため、早急に対応すること。

3. 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

東京電力㈱福島第一原子力発電所事故に伴う風評が、農林水産物の販売や 観光誘客等に大きな影響を及ぼしていることから、国は、各地域の実情に即 した支援制度を早急に構築するとともに、国・県・市町村の役割分担のもと、 相互に連携を図りながら、効果的な風評被害対策に取り組むこと。

◆詳細説明

東京電力㈱福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質飛散により、原発事故被災地においては農地除染や放射性物質の吸収抑制対策の実施、出荷前の放射性物質検査の実施により、放射性セシウムの基準値を超えた農産物が出荷されないよう対策をとっているところである。

漁業においては、福島県沿岸での操業自粛が継続している中、一部の魚種について試験操業が行われ、福島県から離れた海域で漁獲された魚を含め、漁協による自主検査後に出荷されている。

しかしながら、農林水産物の販売単価や販売額及び販路が原発事故前の水準まで回復していないなど、風評の影響が未だ根強く残っており、風評被害対策は喫緊の課題となっている。

さらに、放射性物質検査に関しては、検査する検体の費用や検査所までの持込み費用などについて、生産者・漁業者が多大な負担を強いられており、また、水産物の自主検査については、今後の試験操業の対象魚種の拡大等に伴い、検査体制の充実も必要となるなど、課題が多様化しているところである。

このことから、原発事故被災地における農林水産物の安全性確保のための多様な取組みに対応できる体制の強化を、早急に行うこと。

また、観光産業も入込客数が事故前の水準まで回復せず、深刻な損害を受けている状況にあることから、観光客数を回復させるため、主要な観光拠点を周遊する受入れ環境の整備や、被災地における入湯税及びゴルフ場利用税等の各種税の優遇措置、並びに被災地を訪れる観光客を対象とした高速道路料金の大幅割引措置など、誘客に効果的な事業の実施について支援すること。